

平成30年度

# テレホンサービス装置改修 仕様書

第一管区海上保安本部

## 第 1 章 概 要

1.1 件名	テレホンサービス装置改修
1.2 改修場所	函館海上保安部 北海道函館市海岸町 2 4 - 4
1.3 改修機器	テレホンサービス装置 ( B W Z - 1 1 ) 製 造 者 長野日本無線(株) 製造年月 平成 2 4 年 9 月
1.4 履行期限	平成 3 1 年 3 月 2 0 日
1.5 発注元	第一管区海上保安本部 交通部整備課 〒 0 4 7 - 8 5 6 0 北海道小樽市港町 5 番 2 号 電話 0 1 3 4 - 2 7 - 0 1 1 8 ( 内線 2 6 5 4 )
1.6 改修概要	本改修は、気象観測箇所 ( 松前ディファレンシャル G P S 局 ) の名称変更に伴い、函館海上保安部のテレホンサービス音声 ( 箇所名 ) を変更するため、関連機器を改修するものである。
1.7 管理事務所	函館海上保安部交通課 〒 0 4 0 - 0 0 6 1 北海道函館市海岸町 2 4 - 4 電話 0 1 3 8 - 4 2 - 5 6 5 8

## 第2章 一般共通事項

- 2.1 適用事項 本改修は、設計図書によるほか、テレホンサービス装置（BWZ - 11）取扱説明書に従い実施する。
- 2.2 設計図書 設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。
- 2.3 監督職員及び検査職員 監督職員及び検査職員とは、第一管区海上保安本部長が別に定める当庁職員をいう。
- 2.4 諸届 改修に必要な官公署その他への諸届及び手続きは、受注者の責任において遅滞なく行う。
- 2.5 疑義に対する協議 設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。
- 2.6 軽微な変更 現場の都合により必要が生じた場合は、その改修に支障のない範囲内に限り、監督職員の承諾を得て改修方法を変更することが出来る。この場合、受注金額の増減は行わない。
- 2.7 補償 第三者に対して損害を与えた場合、受注者は適正な補償をすること。
- 2.8 関係書類 (a) 改修の着手に先立ち、改修計画書を作成し、監督職員の承諾を受けること。  
(b) 監督職員と協議及び打合せた事項について記録をし、監督職員の承諾を受けること。ただし、軽微な事項であって監督職員の了解が得られた場合は、この限りではない。
- 2.9 履行 履行は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、改修計画書等に従い、すべて設計図書に示された機能を完全に発揮させるように実施し、設計図書に明記のない事項でも当然必要な事項は誠実に実施すること。
- 2.10 法令順守 (a) 受注業者は、本仕様書に基づく作業を行う場合は、常に作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故防止に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法を遵守して安全の徹底を図らなければならない。

(b) 受注業者は、本仕様書に基づく作業遂行により知り得た個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を遵守してその内容をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(c) 受注業者は、本仕様書に基づく作業遂行により知り得た識別符号について、不正アクセス行為の禁止等に関する法律を遵守して不正アクセス行為を助長する行為を行ってはならない。

## 2.11

### 報告書

改修終了後、次に示す書類をA4ファイルに整理し2部提出すること。

- (1) 改修概要
- (2) 試験成績書
- (3) 写真
- (4) その他必要とする事項

## 2.12

### 再委託承諾申請書の提出

受注業者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承諾申請書を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

## 2.13

### 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置については、第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。

## 2.14

### 安全対策

第一管区海上保安本部が運用している海の緊急情報の配信サービス等を活用し、津波、気象及び海上の各警報等について、迅速な情報入手に努める。

(参考：海の緊急情報の配信サービス 配信登録ページ)

<http://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>



## 第3章 特記仕様書

### 3.1

#### 一般事項

- (a) 改修は、受注者の社内で行うものとし、予備基板を活用しながら順次行う。監督職員は、基板の着脱及び輸送梱包作業に協力するものとする。
- (b) 改修は、テレホンサービス装置等の機器に精通した専門の技術者により行う。
- (c) 改修の実施に先立ち、次の内容を記述した改修計画書を監督職員に提出し承諾を受ける。
  - (1) 改修概要
  - (2) 改修設計書・改修手順書
  - (3) 工程表
  - (4) 改修後確認項目表
  - (5) その他必要事項

### 3.2

#### 改修

- (a) 函館海上保安部設置のテレホンサービス装置（4回線用）のVOC基板（2枚）の音声データを以下のとおり変更する。  
なお、予備基板（1枚）も同様とする。  
現）松前ディファレンシャルGPS局  
（まつまえでいふぁれんしゃるじーぴーえすきょく）  
新）松前灯台（まつまえとうだい）
- (b) 改修基板の受け渡しは、1.2の場所とする。

### 3.3

#### 試験調整

基板改修後、受注者の社内で行い、試験調整を行い、正常動作を確認する。  
なお、予備基板も同様とする。

# 再委託（変更等）承諾申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長 新田 慎二 殿

受注者 住所

氏名

印

平成 年 月 日付け契約の「テレホンサービス装置改修（平成30年度）」（契約金額（税込） 円）に関して、下記のとおり申請するので手続き方お願いいたします。

## 記

- 再委託の（変更等）承諾を申請する相手方の名称、住所、業務及びその範囲、必要性、業務の契約（予定）金額（総計）  
別紙「履行体制に関する書面」のとおり
- 再委託の（変更等）承諾を申請する業務の契約金額の根拠〔該当する項目に○を付す〕
  - 業務の再委託に関し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
  - 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
  - その他（平成 年 月 日付け提出した参考見積書等のとおり。）
- その他特記事項

平成 年 月 日

受注者氏名

殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記について承諾したので通知する。

なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- 受注者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- 受注者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- 受注者は、注文者（支出負担行為担当官等）からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長 新田 慎二 印

# 履行体制に関する書面

平成 年 月 日

(受注者)

(再委託先1)

住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先1)

住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先2)

住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先2)

住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先3)

住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再々委託先3)

住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先4)

住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	

(再委託先5)

住所	
TEL	
代表者氏名	
担当業務範囲等	